

交通贖罪寄付のご案内

公益財団法人日弁連交通事故相談センター（以下「当法人」といいます。）は、国土交通省や民間関連団体からの補助金のほか、弁護士さらには広く一般市民の皆様からの寄付によって運営しています。

当法人は内閣府から税額控除団体としての認定を受けており、個人による当法人への寄付は、税制上の優遇措置を受けることができます。

交通贖罪寄付のご案内

「交通贖罪寄付」とは、交通違反や交通事故を起こした方々が、寄付を行うことで反省悔悟を示すことができるものです。交通刑事事件の被告人・被疑者、具体的な被害者がいない飲酒運転やスピード違反などにおいても、特に有効な情状立証手段になると考えられます。当法人では、このような「交通贖罪寄付」を受け付けております。

寄付金の使途

当センターでは、毎年、交通贖罪寄付として、年間約1,400万円（約80件）の寄付をいただいております。寄付金は、当法人で実施する法律相談事業、示談あっ旋・審査事業や調査研究事業及び管理運営に利用し、交通事故被害者の救済のために使われております。

交通事故の被害者は、身体などへの直接的な被害だけでなく、そこから派生する賠償問題について悩まされることが多く、当法人の弁護士による無料法律相談や示談あっ旋・審査は、被害者にとって精神的に大きな支えとなります。

寄付の方法のご案内

1 お申込

ご寄付のお申込みは、当法人本部及び各支部にて受け付けております。

寄付の種類に応じ、所定の「申込書」に必要事項をご記入のうえ、当法人本部または各支部にご提出ください。「申込書」は、末尾記載の当法人ホームページの「寄付について」のページからダウンロードできます。

2 お支払い及び領収書、証明書の発行

当法人において「申込書」を受領し、ご入金を確認しましたら速やかに領収書をお送りいたします。交通贖罪寄付をいただいた方に対しては、同寄付を受けたことの証明書も併せて発行いたします。

交通贖罪寄付につきましては、刑事裁判の公判期日等が迫っていても、贖罪寄付のお申込み・ご入金をしていただければ、確認後直ちに上記証明書を発行いたします。

寄付による税制優遇のご案内

当法人は、内閣府から税額控除団体として認定され、個人の方が、当法人に寄付を行っていただく場合、確定申告時に、1：所得控除、2：税額控除のいずれか税法上有利な方法をご選択いただくことができます。

当センターでは一般寄付も受け付けております。

詳細は当法人ホームページの「寄付について」のページをご参照ください。

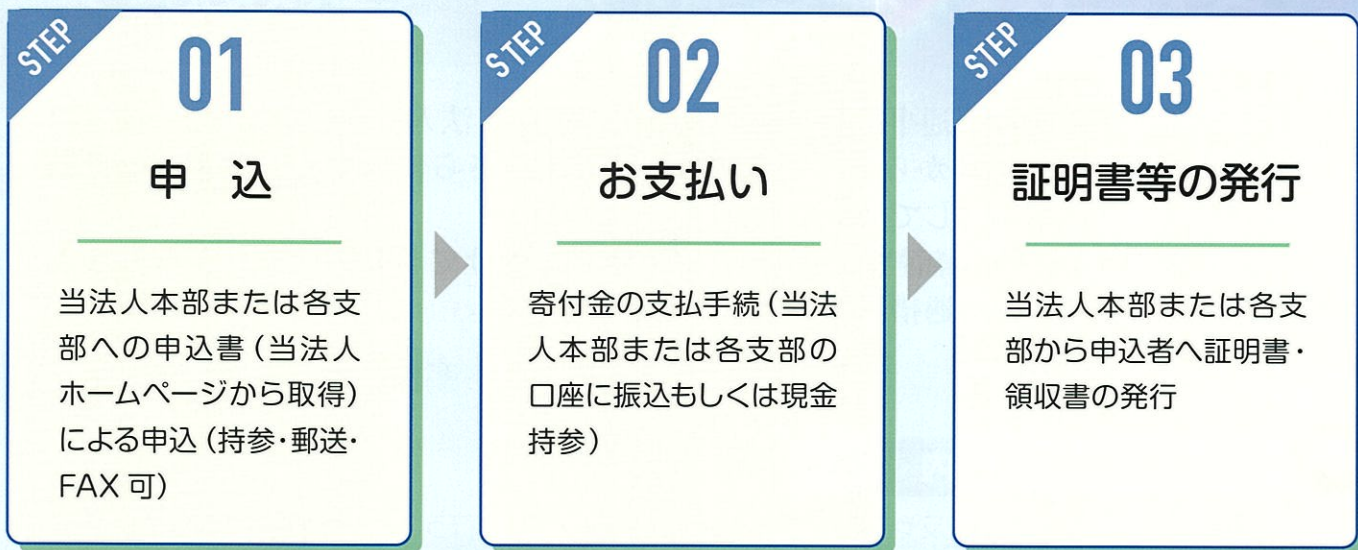
◎当法人のホームページ <https://n-tacc.or.jp>

寄付に関する情報、寄付による税制優遇及び当法人本部・各支部の連絡先をご覧ください。



手続は
簡単です!

手続の概要



見 本

交通贖罪寄付の申込書			
年 月 日			
公益財団法人 日弁連交通事故相談センター 御中			
申込者		印	
住所:			
電話:			
下記のとおり交通贖罪寄付の申込をします。			
記			
1 寄 付 者 住 所			
氏 名	(被疑者・被告人との関係)		
2 被疑者氏名			
係属官庁	検察庁	支部	
3 被告人氏名			
係属官庁	裁判所	支部	
4 事 件 名			
5 申込の趣旨			
6 寄付の金額	円		
7 受任弁護士名	(登録番号	)	

交通贖罪寄付を受けたことの証明	
NO.	
〇 〇 〇 〇 様	
東京都千代田区霞が関1丁目1番3号 公益財団法人日弁連交通事故相談センター 理事長 〇 〇 〇 〇	
1 寄 付 者 住 所	氏 名
2 寄 付 の 趣 旨	被告人の氏名
事 件 名	
上記事件につき贖罪の意を表するため、〇〇〇〇様が寄付されたもの	
3 寄 付 の 金 額	円也
当センター本部は、上記寄付の申入れにつき、〇年〇月〇日、これを受理いたしましたので証明します。 上記寄付金は、当センターの事業費などに充当し、公益財団事業の一助とします。	
当財団は、特定公益増進法人であるため、本寄付金は、寄付に伴う税制優遇の対象となります。	

お問い合わせ先

公益財団法人 日弁連交通事故相談センター 本部事務局

TEL 03-3581-4724